

ため、現在、世界で9つの地域で協力体制が構築されている。そのうち、世界的に先進的な体制を築いているパリ MOU (欧州地域の PSC 協力体制) と東京 MOU (アジア・太平洋地域の PSC 協力体制) は、両地域間の連携強化等を図るため、これまで 1998 年及び 2004 年の 2 回、合同閣僚会議を開催し、それぞれ閣僚宣言を採択している。

しかしながら、前回の閣僚宣言採択以降も、依然としてサブスタンダード船による海難事故等が発生している。このため、今回、更なる政策協調を図り、海事関係者が一丸となってサブスタンダード船を排除する強い意志を示す閣僚宣言を採択することを目的として、PSC に関する第 3 回パリ MOU 及び東京 MOU 合同閣僚会議が開催された。

今回合会には、パリ MOU 及び東京 MOU の加盟当局 37 カ国・地域の他、国際海事機関 (IMO) 事務局長をはじめとする海事関係国際機関の代表者及び他の地域の MOU の代表者等総勢 141 名が参加した。国土交通省からは大野国土交通大臣政務官ほかが出席し、参加各国の閣僚等を前に、旗国が自国の船舶の安全を確保することの重要性、貨物事故等の防止対策の必要性、PSC 地域間協力における我が国の貢献、船員教育の重要性等を訴え、各国の理解を求めた。

審議の結果、参加した閣僚等が、サブスタンダード船を排除するための決意と、海運に関係する全ての者が「責任ある持続可能な海運の保護」に向けて共に協力し、作業することを盛り込んだ宣言を採択し、署名した。今後、我が国も加盟する東京 MOU では、閣僚宣言を受けた具体的施策を検討していくこととなる。

また、大野国土交通大臣政務官は、会期中にキータック・リム IMO 事務局長と会談し、我が国と IMO の今後の協力などについて話し合った。

会議終了後には、日本政府とカナダ政府の共催で、バンクーバー近郊のリッチモンドに寄港していた独立行政法人海技教育機構の練習帆船「海王丸」の見学会を開催し、船員教育の重要性及び我が国の船員教育について周知・広報した。



閣僚宣言に署名写真



IMO 事務局長と会談



海王丸見学者による集合写真

### 第 3 節 津波救命艇の普及

#### (1) 津波救命艇とは

津波救命艇は「浮いて生き延びる」をコンセプトに船舶用の救命艇をベースに開発された津波救命設備であり、津波の高さに依らず、浮き上がることにより津波から身を守ることができるため、高台や津波避難タワー等の整備が難しい地域や、避難が困

難な幼児・高齢者・要介護者等に対して有効な手段として活用が期待されている。

国土交通省海事局では、安全で信頼性の高い津波救命艇の普及を目的として、実際の津波において安全を確保できる津波救命艇の機能要件及び品質管理体制をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を策定し、津波救命艇の評価を行っている。

#### (2) 津波救命艇の普及状況

2017 年 4 月現在、3 メーカー 4 機種が同ガイドラインの適合認定を受けた。津波被害が想定される地方自治体や民間企業等において計 13 艇が導入されており、今後、更なる普及が見込まれている。

2016 年 11 月には高知県高知市で実施された「大規模津波防災訓練」の会場にて、地域の津波防災機能の一つとして津波救命艇が公開され、視察に訪れた石井国土交通大臣が同艇に搭乗体験するなど普及活動を実施している。

図表 I-5-4 津波救命艇の活躍



### 第 4 節 被災造船所の本格復興への取組

#### (1) 東日本大震災の発生に伴う造船業への影響と取組

東北地方沿岸部の多くの地域は、水産業を基幹産業としており、この地域の造船業は漁船等の建造・修理を通じて水産業を支えるとともに、地域経済・雇用を支える重要な位置を占めているが、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により造船所のほとんどが壊滅的な被害を受けた。



気仙沼地区の被災状況 (津波により流された船舶)



石巻地区の被災状況 (湾曲し修復困難な船台)

被害を受けた造船所のほとんどは、応急的な措置により操業を再開したが、多くの造船所では地盤沈下の影響等により震災前と同等の操業を行うことが困難な状況にあった。このため、国土交通省は、2013 年度に中小造船及び関連事業者が移転・集約化等による本格的な復興を図る施設・設備の整備に対して事業費の一部を補助する「造船業等復興支援事業費補助金制度」を創設し、これまでに 19 事業者による 8 件の事業に対して補助金（約 114 億円）の交付決定を行った。



補助事業の起工式典（気仙沼市）

< 造船復興補助金の活用状況 >



(2) 本格的な復興の状況

補助金の交付決定を行った 8 件 19 事業者においては、本格的な復興に向けた協業化・集約化のための施設等の整備が進められている。2015 年 6 月石巻市における事業を皮切りに、2017 年 6 月末までに 7 件の補助事業が完了し、新たな造船所にて本格操業が順次開始されている。



復興した造船所（石巻市）



新たに整備した船台（大船渡市）



復興した造船所（南三陸町）



新たに整備した上架設備（石巻市）

残る 1 件についても着実に工事が進められており、国土交通省は、引き続き東北造船業の早期復興に取り組んでいくこととしている。

Column

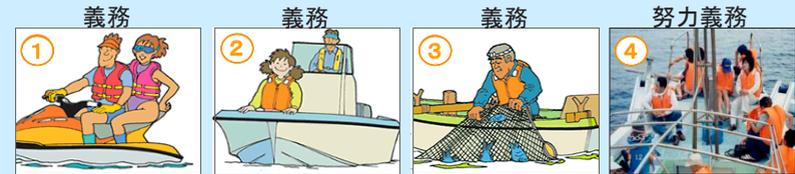
小型船舶の安全対策について



漁船やプレジャーボートなどの小型船舶による海難が、海難全体の約 8 割を占めているため、小型船舶の事故やそれらの事故に伴う死亡・行方不明を防止することが重要です。国土交通省は、以下の施策により、小型船舶の安全対策を進めています。

(1) ライフジャケットの着用義務範囲の拡大

我が国の周辺海域では、漁船やプレジャーボートなどの小型船舶からの海中転落によって、毎年約 80 人が命を落としています。この海中転落による死亡・行方不明を防止するため、国土交通省は 2017 年 2 月 1 日、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、これまでは「12 歳未満の小児」、「水上オートバイの乗船者」、「1 人乗り漁船で漁ろう中の者」のみにライフジャケットの着用義務を課していたものを、2018 年 2 月 1 日から、原則として船室外のすべての乗船者に義務化することとしました。



① 水上オートバイの乗船者

② 12歳未満の小児

③ 1人乗り小型漁船で漁ろうに従事する者

④ 小型船舶の暴露甲板の乗船者

2018年2月1日から義務化

(2) スマートフォンを活用した船舶事故の防止

近年、船舶の接近を警告する機能や、危険海域の接近を警告する機能を持つスマートフォンアプリが民間企業や教育機関において開発されています。国土交通省は 2017 年 3 月、こうしたアプリを普及させ、小型船舶の事故を未然に防止することを目的として、アプリの安全要件を策定しました。スマートフォンアプリは手軽に利用できることに加え、設備費用がかからないという特徴があるため、今後、小型船舶ユーザーへの広い普及が期待されています。